

平成25年分 所得税と市・県民税の申告はお早めに！

確定申告書の作成

確定申告書は対象者へ郵送のほか、市役所税務課の窓口等に置いてありますので、記入して申告していただけます。また国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』でも作成できます。このコーナーで作成した申告書をそのまま電子申告したり、A4サイズの普通紙に印刷（白黒でも可）して郵送するなど、税務署に出向かずに申告ができるので便利です。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

(<http://www.nta.go.jp/>)

申告会場と受付時間

申告の際は、源泉徴収票や収支内訳表などの申告に必要な書類を必ず持参してください。

会場	場所・電話	受付時間
佐賀 税務署	佐賀第2合同庁舎 5階会議室 佐賀市駅前中央3丁目3-20 ☎32-7511	9時～16時 ※申告相談会場は 2月7日(金)から開設
多久 市役所	市役所 4階 大会議室東 ☎75-2013 (申告会場) ☎75-2126 (税務課)	8時30分～16時



税金の還付金を騙る振り込め詐欺等にご注意ください！

□ **e-Taxによる申告の際は本人の電子証明書が必要です**

公的認証サービス電子証明書は、電子申告を安全に行うために、本人確認や改ざんを防止する目的で使用するもので、市町村役場の窓口で申請して取得することができます。

電子証明書の交付申請を行うには、まず住民基本台帳カードが必要です。市役所では、市民生活課窓口で発行しています。

(5ページ参照)

■ 問い合わせ 佐賀税務署 個人課税第一部

☎ 32-7511

e-Taxのメリット

- 自宅やオフィスのパソコンから簡単申告
- 源泉徴収票や医療費の領収書等の添付書類を省略（5年間は保管が必要です）
- 還付金の支払いが早い（早期に処理され、3週間程度に短縮）
- 確定申告期間は、24時間e-Taxの利用が可能



□ **e-Taxで簡単申告**

e-Taxとは、これまで書面で行われていた申告や納税、申請・届出などの手続きを自宅やオフィスからインターネットを利用して行うことができるシステムです。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

申告受付期間

2月17日(月) ▶ 3月17日(月)

※土・日曜日は休みです。ただし、2/23、3/2の日曜日は受け付けます。

事業者のみなさんへ

給与支払報告書の提出は早めをお願いします

- ・ 提出期限 1月31日(金)
- ・ 問い合わせ・提出先
税務課 市民税係 ☎75-2126

平成25年分法定調書の提出をお忘れなく

- ・ 提出期限 1月31日(金)
- ・ 問い合わせ・提出先
佐賀税務署 ☎32-7511

● **所得税の還付申告は1月6日から税務署で受け付けを始めます**

「還付」を受けるための申告は1月6日から税務署で受け付けます。還付申告は医療費控除や住宅借入金（取得）控除などにより、すでに納付した税金の返還を受けるための申告です。

■ 問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126